

が、一方において軽犯罪法等においては、船舶、これは一種の通行人でござりますが、そういった通行人と類似する船舶の投棄物といふものは、これは一種の取締り法規的な措置が必要なものでないか。そうなりますと、警備的と言つてははなはだ悪いのであります。が、今申します通り、通行人の関係は軽犯罪法で警備的に取り締っているそれと同じように、船からの投棄物といふものは行為禁止、行為を禁止するという意味における取締り法規がむしろ妥当である、その意味においては、これまで運輸省系統におきまして港則法、港湾法、こういった法規がございまして、港内の安全のための条文を設けておるわけであります。その条文を御参考までにちょっと申し上げますならば、港則法におきましては、まず二十四条において「港内又は港の境界外一万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭から、ごみその他これに類する廃物を捨ててはならない」という規定がござります。それからまた港湾法におきましても三十七条におきまして、これが許可行為になつております。その施行令の十四条におきましては、港湾法三十一条の行為として「廃油その他港湾管理者の長が指定する廃物の投棄」といふものが、要するに許可がなくては捨てられないという建前で、要するに水質基準の適用の有無よりも前に、その行為自体を抑えるという一つの法体系になつておるわけでございます。従いまして、法規的には、ただいま御審議願つております法律とはいささ

か取扱いを異にせざるを得ないのであります。それが、その趣旨において、この法案は一応そこをはずした格好になつては、少くとも千葉の沿岸に乗つてきて、単に産業面の摩擦を調整するのみならず、一般の国民の衛生その他の環境等に対する面も考慮してこういう関する法律ということになるということ、これは全部含めなければこういう表題はできないはずじやありません。か。継続的にといふことには、管轄的にいわゆる公共用水域の水質の保全について、規制しておるか伺うことをうたつておる以上は、そういう問題を除去するわけにいかないじやないですか。

○説明員(花園一郎君) この水の清潔保持の法律といたしましては、御承知の通り、明治時代にできました河川

法、これの十九条におきましては、すでに河川の流水の方向、清潔云々に影響を及ぼすのおそれある工事、営業その他の行為は命令をもつてこれを禁止もしくは制限し、または地方行政庁の許可を受けしむることになつております。これが実はこういった公共用水域の水質の清潔保持のための基本法的な性格が実はここでもうたわれておるわけですが、そこでございまして、これは一般国際法規等の慣例におきまして、この他の行為は命令をもつてこれを禁止

いますのは、実は日本の法律の中で沿岸海域というものを正面から定義づけた法律がないわけにございまして、この法律がないわけにございまして、ここに取り上げておりますのは、やはり領海という日本の法域があるわけございますが、そういったものに比較的類似して参るものだと、かよう

○千田正君 そうしますと、これはあなたのおっしゃるのは、一般的の産業の発展の上において相剋摩擦する面を調整しようというのが法のねらいであつてございますが、これに対して、それがどういうことになるかと申します

○千田正君 もう一つ。それからさつて、かよう存じております。

○千田正君 そうしますが、これは許可の問題だというが、日本のかよゆる防衛庁関係の船舶が領海内に演習その他で停泊あるいは仮泊する場合がある。そうした場合に、廃油を流し、あるいは汚物を投棄する、こういう問題によって生ずる損害あるいは汚水というような問題に対しても、この法律においては、何ら制時も防御もできない、こういうふうに考えられる。私の考え方からいえば、こういう広範的な表題をつけておる以上は、それではこのたびお願ひいたします法律は、どういうことになるかと申します

○説明員(花園一郎君) 要するに、それは一つの特別法の格好になりまして、そしてこれがしばらくます法律は水道法、こういった一連の産業公害的な面をむしろ整理していくという趣旨において、実はこの法案は考へておる

○千田正君 どうもあなたの御説明を伺いますというと、近代産業と原始産業の問題をむしろ整理していくといふこと

○清澤俊英君 関連。今の問題ですが、それで今問題が起きておる。そこで、何か船舶から出しますディーゼル機等で重油等を使っておる船舶には、廢油と水分とを分けて、そして淨水したものを使つて、こういう施設があるのですが、それをお伺いします。

○説明員(井上弘君) ただいま御質問は、いわゆる油水分離機という機械ですが、これは水質汚濁に関するのですか、まずそれを伺います。これは水質汚濁に関する国際条約がロンドンでだいぶ前に開かれまして、今、その条約は十カ国ほど加盟いたしまして発効しているの

でございますが、まずその条約の内容を申し上げますと、沿岸五十海里以内に油を捨ててはいけないという思想に立ちまして作つておるわけでございまして、そしてその内容をいたしまして、まず今申しましたように、投棄を禁止

させ、そしてまたその実効を上げるために、港の中に廃油の受け入れ施設を作れとすること、船舶の中に、油水分離機というものを設けたらいだる

うといふ三つの観点から検討したわけです。そしてその内容をいたしまして、つまり強制ということは、条約では認められなかつたわけでござります。

○説明員(花園一郎君) それから從来の船籍の所屬がどこにあるを問わず、

○清澤俊英君 順序。今の問題ですが、領海内にたとえば仮泊しております船舶、これにつきましては、ただいまの場合は規定しておらない。それから從来の慣習法からいって、三海里を主張しているのだから、それとみなすのです

○千田正君 か。再び農林水産委員会に提訴される問題としましては、東京湾において汚水の処理によつて、いわゆる汚物の処理

が可能であるかという問題になりますと、これは非常に技術的にむずかしい点がある、また経済的にも考えなければならぬ点があるということで、今のところ、これを強制するというわけにいかないと思います。なお検討を要するのではないかと、こういうふうに考えます。

と言われるから、それは何をさして言われるのか、こう聞いている。言われるからには何か基準があつて言うのであるから、その基準をさしていいだけだ。外航路なら外航路に対して、大型船はこういう機構でどう、これぐらい以上のものをさしていいのです。中型船とは何トンくらいでどういふ機能を有するものをいうのだ、あるいは小型船とはそれ以下のものをいふ

が、言われる限りは、やっぱりわかる
ようにしてもらわぬとまことに困るの
です。何か資料を一つ出していただき
たい。

その次に、私が考えますところ、そ
こに一つの特定の工場があつて、その
工場からいろいろな廢液が出て、それ
が公共水域ですか、これを汚濁するか
ら、それにはこれこれこれの施設をし
て直さなければならぬ、こういう問題
が出てくる。そうしてみると、船舶
それ自身に対しましても、今お伺いし
ておりますと、技術的になかなかめん
どうだ、あるいは経済的にめんどう
だ。どっちがめんどうか私にはわから
ない。そういうことをつけることが経

な、堪能性の少い船がござります。そういうものははどうするかという問題が起つてくるわけでございますが、こういったものは船内に廃油をためておきまして、これを迷惑のかからぬ地域に捨てるを得ない、航行中にではあるいは港に持つていきまして、港の中でも陸上に捨てるという二つの方法があるわけでございます。で、大型船については、船内にためておく油が非常に多くなりますもので、これを陸上に捨てるということが最も好ましいわけでございますが、一方、大型船は相当遠くの方を走ることができますので、沖合いはるかの方で捨てるといふことができるわけでございます。先ほどの申しました油水分離機というのは、そういう廃油を水で割つてこしまして、その水分だけは、これは何といふ

ベースもございますし、それから大型船を持つ船主というものは、経済的にも確立しておりますから、そういったものは持てるのですが、小さい船にならぬと、船のスペース自体がこういった大きな施設をつけるということ是非常に無理になつてくるわけです。そのために重心が移動を起しましたり、あるいは貨物を入れるスペースがなくなるとか、そういった技術上の困難がある。それから油水分離機一個の価格が、大体百何十万かするそうです。さいますが、そういったことも経済上の非常な大きな負担になるということがあるのであります。

○清藤俊英君 私の質問以外のことを非常にいろいろお教えいただいてありがとうございました。私がお伺いしたのは、経済的につけられないというのか、技術的につけられないというのかと、いろいろあなたがおっしゃるから、それがどっちが先かということを聞いたのです。ところが、技術的にはつけられる、だが経済的につけられない

○説明員(井上弘君) まあこれはトン数のあれはありますけれども、大体六千トン以上でございます。

○清澤俊英君 六千トン。中型船は、

○説明員(井上弘君) これは船舶安全法という法規がございまして、航行区域というものが示されておるわけでございます。その航行区域に従事する船によつていろいろ構造上あるいは設備上に条件が加えられているわけでございまして、その条件に適合する船がいわゆる外航船で、大型船、中型船といふことはまあ一般的な名称でございまして、トン数で制限できるというものではないわけであります。

○清澤俊英君 そうするとおかしいことになるね、その区別ができるないといふことになると。私が聞いていいのでは、あなたが大型船、中型船、小型船

路、それからヨーロッパ航路、豪州航路、さいまして、先ほど申しましたように、そういった船は大体八千トンが最低だと考えております。

○清澤俊英君 八千トン以下を小型船というんですけど。

○説明員(井上弘君) いいえ、小型船とは申しません。私が先ほど申しました外航大型船というのは、八千トンくらいから上だというふうに申したのであります。

○清澤俊英君 中型船は……。

○説明員(井上弘君) 先ほど申しましたように、大型船 中型船、小型船は一般的な名称でございまして、トン数で区分けするということはちょっと無理なのでございますが……。

○清澤俊英君 ちょっとと私ら常識がなからそういう質問になるかも知れぬ

○説明員(井上弘君) 大へん広範な質問でござりますが、船舶から廢油を流しまして、これが汚濁になるという過程を一応概括的にお話し申し上げますと、かりにまあ廢油が流れるという場合に、それを防止するためにどういう措置が必要であるかといいますと、まず船舶は非常に移動性を持つておるのでございますから、廢油を投棄せれないということが根本的に必要な問題になつてきます。そういう意味で、たとえば港則法という現行の法規は、港内あるいは港内から一万メートル以内——一万メートルは領海を越えている範囲でございますが、その中に捨てさせないという大きな制約を設けたわけでございます。その次に、その一万メートル外に捨てられない船もあるわけでございまして、これは何といいますか、中古にて寄つて、なかなかよう

ますか、被害を起しませんから、港内でもどこでも流すと、その場合に残りましたかすというものは小さく固められる、これを陸上の施設に捨てられるようにというための設備でございました。そういう意味で、大きい船であれば油水分離機を持った方がよろしいということになるわけでござります。それで、まあ船からの被害を防ぐ方法としては、まず第一に、繰り返しますが、投棄をさせないという方向に持っていくこと。それから第二には、設備を設けさせる。油水分離機の持てる船に対しては油水分離機。それから陸上の受け入れ施設をするという三段がまえであることが最も効果的である。それで、油水分離機がまあ技術上あるいは経済上、どうして不可能かという御質問でございますけれども、これはまた技術上は、大型船ではどう、ハラス

か、技術的につけられないといふのかと、いろいろあなたがおっしゃるから、それがどっちが先かということを聞いたのです。ところが、技術的にはつけられる、だが経済的につけられない、だから、油水分離機をつけねば、それは、あなたが言われる大型船、中型船、小型船によりまして分離機の価格はまた違うかもしれませんか、たかだか百五十万円くらいだと、こういう話になると——結論はそうです。そうしてみますと、大型船になりますれば何億とかかるのじやないかと思う。そのうちの百五十万や一千万は、私は問題じやないのじやないかと思う。いろいろ御説明を聞いてみますと、何かそれをつけさせることが、航行船舶に対する重大な致命傷を与えるがために、まあ一生懸命逃げておられるよう私には聞えるのであります。だが、現実にお

が可能であるかという問題になりますと、これは非常に技術的にむずかしい点がある、また経済的にも考えなければならぬ点があるということで、今のかころ、これを強制するというわけにいかないと思います。なお検討を要するのではないかと、こういうふうに考えます。

○清澤俊英君 日本はそれに入っていますか。

○説明員(井上弘君) その条約には入っておりません。

○清澤俊英君 おかしいじゃないか。

私はおかしいと思うのだな。むずかしいというのはどういうわけなのか。大型船とは何トン以上なんですか。

○説明員(井上弘君) これは国際航海に従事する船でございますから……。

○清澤俊英君 何トン以上、大型というのは。

○説明員(井上弘君) まあこれはトン数のあれはございませんけれども、大体六千トン以上でございます。

○清澤俊英君 六千トン。中型船は。

○説明員(井上弘君) これは船舶安全法という法規がございまして、航行区域というものが示されておるわけでござります。その航行区域に従事する船によつていろいろ構造上あるいは設備上に条件が加えられているわけでございまして、その条件に適合する船がいわゆる外航船で、大型船、中型船ということはまあ一般的な名称でございまして、トン数で制限できるというものではないわけであります。

○清澤俊英君 そうするとおかしいことになるね、その区別ができるといふことになると。私が聞いているのは、あなたが大型船、中型船、小型船

と言われるから、それは何をさして言われるのか、こう聞いている。言わわれるからには何か基準があつて言うのではありますまい。その基準をさして、大型船はこういう機構でこう、これぐらい以上のものをさしていいのです。外航路なら外航路に対して、大型船はこういう機構でこう、ただ、中型船とは何トンくらいでどういう機能を有するものをいうのだ、あるいは小型船とはそれ以下のものをいうのだという……、何が何だかさっぱりわからぬ。それなら大型船とか中型船とか小型船ということを言わなければいいのです。言うておつて、それが説明できないでは、私ら納得できない、こういうことです。

○説明員(井上弘君) 説明ができませんで申しわけございませんでした。私の言いました大型船というのは北米航路、それからヨーロッパ航路、豪州航路、そういう方面に従事する船でございまして、先ほど申しましたように、そういう船は大体八千トンが最低だと考えております。

○清澤俊英君 中型船は……。

○説明員(井上弘君) 先ほど申しまして、大型船、中型船、小型船は一般的な名称でございまして、トン数らしいから上だといふふうに申したのであります。

○清澤俊英君 ちょっと私ら常識がなからそういう質問になるかも知れぬで区分けするということはちょっと無理なのでございますが……。

○清澤俊英君 ちょっと私ら常識がなからそういう質問になるかも知れぬでございますが……。

が、言われる限りは、やっぱりわかる。ようしてもらわぬとまことに困るのです。何か資料を一つ出していただきたい。

その次に、私が考えますところ、そこに一つの特定の工場があって、その工場からいろいろな廢液が出て、それが公共水域ですか、これを汚濁するから、それにはこれこれこの施設をして直さなければならぬ、こういう問題が出てくる。そうしてみますと、船舶自身に対しましても、今お伺いしておりますと、技術的になかなかめんどうだ、あるいは経済的にめんどうだ。どっちがめんどうか私はわからぬ。そういうことをつけることが経済的にめんどうだというのか、技術的にできないというのか、それをはつきりして下さい。

○説明員(井上弘君) 大へん広範な質問でございますが、船舶から廃油を流しまして、これが活潑になるという過程を一応概括的にお話し申し上げますと、かりにまあ廃油が流れるという場合に、それを防止するためにどういう措置が必要であるかといいますと、まず船舶は非常に移動性を持っておるのでござりますから、廃油を投棄させないということが根本的に必要な問題になってしまいます。そういう意味で、たとえば港則法という現行の法規は、港内あるいは港内から一万メートル以内——一万メートルは領海を越えている範囲でございますが、その中に捨てさせないという大きな制約を設けたわけでござります。その次に、その一万メートル外に捨てられない船もあるわけでございまして、これは何といいますか、沖合に持つていけないよう

な、堪能性の少い船がござります。そういうものははどうするかという問題が起つてくるわけでございますが、こういったものは船内に廃油をためておきまして、これを迷惑のかからない地域に捨てざるを得ない、航行中にできますね。あるいは港に持つていきまして、非常に多くなりますもので、これを陸港の中でも陸上に捨てるという二つの方法があるわけでございます。で、大型船については、船内にためておく油が非常に多くなりますので、これを陸上に捨てるということが最も好ましいわけですが、一方、大型船は相当遠くの方を走ることができますので、沖合いはるかの方で捨てるといふことができますが、これは何といふ申しますと申しました油水分離機といふのは、そういう廃油を水で割ってこしまして、その水分だけは、これは何といふことができるわけでございます。先ほど申しました油水分離機といふのは、港内でもどこでも流すと、その場合に残りましたかすというものは小さく固められる、これを陸上の施設に捨てられるようになると、そのための設備でござります。そういう意味で、大きい船であれば油水分離機を持つた方がよろしいということになるわけでござります。それで、まあ船からの被害を防ぐ方法としては、まず第一に、繰り返しますが、投棄をさせないという方向に持つていくこと。それから第二には、設備を設けさせる。油水分離機の持てる船に対しては油水分離機。それから陸上のある受け入れ施設をするという三段階がまえであることが最も効果的である。それで、油水分離機がああ技術上あるいは経済上、どうして不可能かという御質問でございますけれども、これはまた技術上は、大型船にはそういう

ベースもございますし、それから大型船を持つ船主というものは、経済的にも確立しておりますから、そういったものは持てるのですが、小さい船になりますと、船のスペース自体がこういった大きな施設をつけるということは非常に無理になつてくるわけです。そのために重心が移動を起しましたり、あるいは貨物を入れるスペースがなくなるとか、そういった技術上の困難がある。それから油水分離機一個の価格が、大体百何十万かするそうですございますが、そういったことも経済上の非常な大きな負担になるということはあるわけです。

○清澤俊英君 私の質問以外のことをお非常にいろいろお教えいただいてありがとうございました。私がお伺いしたのは、経済的につけられないというのか、技術的につけられないというのかと、いろいろあなたがおっしゃるから、それがどっちが先かということを聞いたのです。ところが、技術的にはつけられる、だが経済的につけられない、だから、油水分離機をつければ、それは、あなたが言われる大型船、中型船、小型船によりまして分離機の価格はまた違うかもしれませんか、たかだか百五十万円くらいだと、こういう話になると——結論はそうです。そうしてみますと、大型船になりますれば何億とかかるのじゃないかと思う。そのうちの百五十万や一千万は、私は問題じゃないのではないかと思う。いろいろ御説明を聞いてみますと、何かそれを聞えるのであります。だが、現実にお重大な致命傷を与えるがために、まあ一生懸命逃げておられるように私にはつけさせることが、航行船舶に対する

いて、あなたともしばしばここで憎まれ口の言い合いをした覚えもありますが、東京湾におけるノリの問題等で非常な……年々歳々同じことが繰り返される。しかも、沿岸漁業というものが見えざる汚濁水によって侵害せられ、それから港湾のごときはもうほとんどそれは船舶から出るそれだけじゃないですけれども、総合的に見て、もう大坂湾のごときは漁業が八割も減ってしまったというような状態にさえなっているのです。してみれば、これは当然できるだけの範囲において、今日の文化の進んだ社会において、それくらいのことを直していくくらいの努力が私は必要なのじやないかと思うのです。何かしらそれはこういう法律がありまして、港則法もあれば、港湾の取締法もあればといふよう御説明で、その施設をのがれようとしておられる、私は大きな間違いじやないかと思うのです。しかもお聞きすれば、経済的な重要な関係があると言われるが、その百五十万円というのは、大体どれくらいの船につけられるのを言われますか、それからお伺いしたいと思います。

○説明員(井上弘君) 国際航海に従事する商船は、油水分離機を現在つけている船が圧倒的に多い、ほとんど全部つけておると思います。これらの船の油水分離機の価格は、ちょっと資料を持ちませんから正確には申し上げられませんが、百何十万円かというふうに聞いております。それから油水分離機の性能でございますが、これは先ほど申し上げましたように、国際条約でも目下検討中であるという段階でございまして、日本でもなお性能というものに対してもう少し研究をしなければならないというふうな意見になっております。

いは国際的なこういう問題に対してアメリカがどういうておらうと、十カ国すでに参加しておるのだから、進んで参加して世界の海をよくするだけのこととやつたらいいのじやないか。しかしも、自分の国で一番困つておると思うのです。私はそういう観点に立ちたいのです。その点どうですか。これはまあ大臣に聞かなければだめでしよう。

○河野謙三君 清潔委員の御質問に関連しますが、今、その分離機の話が出ておりますが、聞くところによりますと、何千万、何億とかかる船につける分離機が百万程度か、もしくは二百万を下るものであるということであるならば、これはもう経済的に私は問題ないじゃないと思うのです。それをなおかつ完全に実施しないということは、先ほどこの廃油もしくは通行人が投する毒物に対する取締りは、港則法もしくは湾湾法の対象になつておる。この二つの法律があつて取締りをしておるにかかわらず、この種の事件が続々として発生する、跡を断たないということは、この法律の対象になつている事件を完全に取り締まるとなければこの法律の運用に当つている行政官庁の怠慢であるか、私はどちらかだと思うのです。この法律の対象になつている事件を完全に取り締まることに効力があり、これを効力あらしめるように運用しておるならば、自然にその程度の分離機ならば業者は設備をすると私は思うのですがね。そこで伺いたいのは、運輸省と思ひますか、船舶の流す廃油の被害もしくはこの港則法の対象になつているこれらの事件の発生件数はどういうふうになつておりますか。減つておりますか、ふえておりますか。また、それは年間を

通じて、最近の年度でけつこうです、どれくらいの件数がござりますか。私は相当数多いものだと思うのです。それを完全に明年から一件もなくするということはできないでしようが、漸次法律の効力をあらしめて、この種の事件の発生件数を少くするということになればいかぬと思うのです。同時に、つけ加えてお尋ねしたいのは、こういう港則法、港湾法によるところのこの種の事件取締りについて、罰則はどういうふうになつておりますか。私は罰則があまいのじやないかとも思うのですが、それもよく説明して下さい。

○説明員(井上弘君) 船舶が原因となる被害につきましては、実は資料を持って参りませんので御説明できませんことは申しわけございません。この法律は海上保安庁が港長という機関を持つておりますので、そこで執行しております。海上保安庁の方で精細なる件数を記録しております。

なお、罰則の件でございますが、港則法第四十一条におきまして罰則を規定しております。これを読み上げてみると「左の各号の一に該当する者は、これを三箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」その第二号で、第二十四条第一項をこれに適用すると書いてあります。

○河野謙三君 いづれこの資料を私は御提示願いたいと思いますが、あなたがこの所管でなくとも、運輸省・海務関係をやつておられる以上は、常識的にこの種の事件の発生件数が何百件までこの種の事件が起きて、それをこ

○説明員(井上弘君) 事故の発見件数につきましては、不確かなことは申し上げられませんので、時間をかしていただきたいと思います。

○河野謙三君 傾向はどうです。ふさがるか減っているか。

○青山正一君 どうも海務課長あたりの返答はから回りしておるわけなんですが、先ほどから私は一つの問題点を出しておるのは、当農林水産委員会としては最も重要視しなきやならぬ問題点だらうということで千田君なりあるいは清澤委員から私の質問に関連しているいろいろお聞きしておるわけなんですが、それほどこれは一つの問題としましても非常に重要な問題なんですが、この問題を運輸省あたり、この法律案を作る際に纏い込まなかつたのですか、どうなんですか。その点を先ほどから私はお伺いしておるわけなんですね。そういう点は全然皆さんお触れでないわけですが、はつきりしていたただいたい。

○説明員(花園一郎君) ただいま運輸省の関係の問題についてはどうであつたかということでございますが、先ほど御説明申し上げました通り、この問題が特にいわゆる江戸川事件が発生しまして以後、内閣を中心に審議せられましたときは、当然運輸省代表者も入りましたとして、それで経済企画庁が九月中旬にこの法案の作成提出を命ぜられまして、お引き受けいたしまして以来、運輸省関係としての船舶の取扱いにつ

きましては、この法制の中などいろいろふうに取り扱うかということについて、われわれ企画庁当局としては、やはりこの法律に何とか入れたいという趣旨で船舶からの廃棄物という種類を一応採用しておったわけでございます。いろいろ法制度でいわゆる法制的な見地からこれを法体系として整備するならば、やはりこれは行為取締り法規であつて、水質基準というようなものを作つての、産業規制的な意味での産業排水規制という論点からするといさきか不十分なのではないか。特に問題になりますのは、これは行為禁止法でございまして、捨ててはならぬという線で基準以前の問題になつてゐるわけでございまして、その点、この法律につきましては一応適用をしなかつたわけでございます。

しか考えられていないように思われる。われわれは原始産業を守るといふ立場からいえば、そういう反論をあきらめてしまはなければならないと思うのです。が、こういう表題を掲げる以上は、やはり産業に及ぼす影響を守るという立場から、この問題は重要視して考えなければならないと思うのです。その占ははどうですか。

○青山正一君 関連して。私はその結論が聞きたいたいのですよ。法制局ではこれをどういじっても、法律を作る上で不可能ならば、自分たちはどういうふうに考えておるかということをはつきり示さんことには、何かこうつんばかりにでもいるように、先ほどから水産庁からみんな頭を並べておりながら、一向そういう点は触れておりませぬから、もう少しやはりこういう空氣を見て、はっきりお示し願いたいと感想です。何かから回りしておるよううの見えてならないのです。

○説明員(花園一郎君) ただいまの法制的な面でこの法系としては無理であるという趣旨について、青山先生からそれでは処置としてどうすればいいのかという御質問であったのであります。これはやはりただいまの港則法の運営をきびしくやるということが、やはり一つのとりあえずすぐできることがあります。である、こう考えております。

○千田正君 この問題は、まあ今の問題に付属すると思いますが、船舶の問題は一つもひと研究していただきたい。この法案の目的はさつき伺いましたけれども、一つの調整という問題、それから事前に防止するという問題、そういう問題で根本的な考え方をもうつけたけれども、一つの調整という問題、それから事前に防止するという問題、そういう問題で根本的な考え方をもうつけたけれども、一つの調整という問題、それから事前に防止するという問題、

これは取締り以前の法律ですね。これは何らこれによって制肘を受けるということはないわけですね。勧告以外に何もないじゃないですか。

○説明員(花園一郎君) この水の利用に関連しての各種の社会的な、特に経済的な問題についての法律といつしましては、当然明治以来河川法があり、また明治以来鉱業法があるわけであります。たとえば足尾銅山事件などを考えてみましても、当然あれは現在の鉱山保安法なりなんなり、そういう鉱害関係の取締法規がすでにございまして、端的に申しますならば、はなはだこれは言いづらいわけでございますが、それではそれらの法規だけでいたが、それが今までなぜなかつたかといいますと、やはりその法規を執行しておればできたのではないかという趣旨の規定はあるのでございます。それでは、それが今までなぜ十分に運営ができなかつたかということがありますと、そこで初めてこの法律をお願いしております法律の意義が出て参る、実はそういった産業公害については、今までたとえば通産大臣が足尾銅山からの水についてこれを規制しようとしてしましても、それに対して基準となるべきものが何もなかつた。従つて、鉱山関係の産業官庁としては、この程度でよからうということを頭に置きながら取り締る。しかし、それは被害者の面から見ると非常に不足である。しかし、それを調整するものが何もない。今度これができますと、渡良瀬川については、当然一つの水質基準がきまる、そうするとその水質基準に従つて通産大臣は足尾銅山の方を取り締るという建前になるわけであります。従いまして、今まで水は

国民生活上非常に密接な関連を持つて
いるものでござりますから、法規的に
はいろいろとできておつたが、それを
さらに推進させるための基準を作り、
さらに、この基準を他の所管官庁に勧
告して実施させるという趣旨において
この法律をお願いするわけでありま
す。従いまして、これは基本法であつ
て、それぞれの直接的の実施法規は過
去において立法されており、今度もま
た工場排水の規制に関する法律が、今
まで穴であった部分について一つお願
いしておるわけであります。

○千田正君 それじゃ、この法案には
勧告することができるなどということに
なつておるので、勧告することが
大体の目標ですね。審議会において事
態が生じた場合においては、またこれ
をさらに実地調査して、いろいろな面
において勧告する。しかし、勧告が
あつたにもかかわらず、その勧告に從
わなかつた者に対しての、あるいは官
庁に対する、あるいは運営者、工場
に対するの罰則といふものの基準は一
つもできていない。だから、僕はこれ
はむしろ鉱業法なら鉱業法を順守せよ
ということを勧告しても、從来と同じ
ような何らの設備もしなかつたり、あ
るいはそれを等閑に付したりするとい
うと、相変らずその問題が起きてく
る。そこで、二つの面があると思うの
ですよ。これを勧告、たとえば法律に
よつて勧告を受けた業者その他のもの
の国庫の支出をして助成あるいは補助
をして、それを完全にやらせる方法も
あるでしよう。また法律も改正しなけ
ど計画の上においては、いろいろな面
のためには国としては、ある程度經

ればならぬと思う。鉱業法なら鉱業法において、公共用水域の水質の保全に関する法律によって勅告を受けた場合においては、これこれをしなければならない。絶対に守らなければならぬい、守らなかつたならば、これだけの罰則を受けなければならない、そういうことを明記しなかつたならば、これは今までと大した差がないという効力はないと思う。この実行力に対してもつきりしていただきたい。

六

臣において罰則の適用をやる、企画庁長官は、各主務大臣がそういった法規運営について怠りがあると見ると、勧告を発して、たとえば足尾銅山に対する鉱害防止措置は不十分である、水質基準が守られておらぬということを通産大臣の方へ勧告するというふうにして、いわゆる行政の運営の怠りを絶滅することがねらいでござります。従いまして、これは基本法規でございましょうから、これ自身が罰則を持ち、これ自身がそれを違反者に対する措置を講ずるという趣旨のものではございませんで、やはり実施官庁がそれぞれの法規に基いて罰則を適用するということになります。

う、あるいは施設を増強しなければならないという、はつきりした法的な明確文を改正して作らなかつたら守れないのじやないか。あるいは経済的問題においてはこの法を順守するためには、国においては、その設備に対して半額とかあるいは三分の一を補助する、そういう実際的な問題がなかつたなら、これは幾ら勧告されても、経済企画庁長官が幾ら勧告しても、ああそりかと、カエルの顔に水をひっかけたくらにしか考えられないというような現在の状況から見ても私はそう思う。ですから、これではどうしても拘束されないと思うのですが、大丈夫拘束されるという自信がありますか。

○清澤俊英君 入りませんという、これはのけられることになりますね、廃液に対するものは。
○説明員（磯野太郎君）ここに「これらに類する事業」とござりますのは、船舶そのものは事業でございませんので、この工場排水等には入っておりません。
○清澤俊英君 そうすると、私は研究が足りませんからいま一度あとで質問しますが、今一応くどいようですがお伺いいたしますが、船舶から出る廢油によって汚染せられる場合、この場合は標準的な水質というものがどういう形で出来るか知りませんでけれども、大体沿岸地帯に出るのであって、しかしながら被害を受けておるノリの被害等に対しましては、むしろ水質自身が変ったということより、特殊のものが特殊の形で流れるためにいう、特定形態をとるのです。それでわざり問題にしておるのであります。問題にしておりますが、そういう場合に、あなた方としては港則法、港湾法その他の規定でこれが取り締られると言うが、先ほど河野さんが言われた通り、これは現在あっても不可能だ。やっておられるとおっしゃるけれども、効力がない結果が出ておる。そうすると何らかのものが要るが、それに対してはどうお考えになるか、それを一つ承わりたい。
○説明員（磯野太郎君）水質保全法の制定までの経過におきまして私の記憶しておりますところでは、いろいろ御指摘のございましたが、船舶からの排水等の問題についていろいろ議論がなされましたと記憶いたしております。ただいま申し上

いたしましては、この法律には入りませんが、せんので、船舶から出る廃油、污水の問題については、港湾法あるいは港則法の問題でございまして、運輸省の方でどういうふうにお考えになるかといふような、行政の問題だと考えます。

○清瀬俊英君　運輸省はどう考えておられるか、これだけ聞けば、あとはまた別に……。

○説明員(花園一郎君)　ただいま機動企画局次長からお答えのありました通り、公共用海域の法律、これが一応の基本法といたしまして、それがその醸成下に抱き込む親子関係の法律といたしましては、このたび一緒に御審議願つております工場もしくは事業場に関する工場排水等の規制に関する法律、鉱山山に関しましては鉱山保安法及び水洗炭業法それから下水道法というような一連の法律があげられるわけでございまして船舶については一応この法系からいは……。

○説明員(井上弘君)　船舶からの汚濁を防止するために、その禁止法規として港則法を、これの執行を今後厳格にやっていくくといふように持つていただきたいと考えております。なお完全に船舶の汚濁防止の実効を上げるために、陸上の受け入れ施設なりあるいは船内のいろいろな油水分離機の設備等を研究していくかなければなりませんが、これは非常に時間がかかりますので、そういうもののを取りまとめました船舶の特殊な法規というものは、将来考えていきたいというふうに考えておりま

たいのですが、これは産業の方の官庁にだけ勧告をして、一応勧告はできるのですが、今の運輸省の関係の船舶においては、どうな格好になつておりますね。しかし問題は、こういう問題が起きたとき対しては、これは勧告する必要がないようにどういうふうに処理するか。たとえば江戸川なら江戸川において、江戸川から汚水が流れているという場合において、江戸川と東京港の合流点において船舶が汚物を流した、あるいは廃水を流した、そういうことによって、たとえばこの東京湾における漁業者が被害をこうむったという場合において、しばしば起る問題でありますのが、魚介が変死した、この問題は、船舶が放棄したところの油によって起きたのか、あるいは江戸川から流れてくる汚水によって死んだのか、はなはだ分明じゃない。そうしてそれが一体被害を与えた加害者であることがわからぬいために、零細漁民が泣き寝入りをする問題がたびたび起きておる。こういう問題を除去するためには、これはこの法律は何ら役に立たないじゃないですか。一体どうするのですが、これは、○説明員(花園一郎君)ただいま御指摘の通り、この法律の法意といたしまして、水質基準を置きました場合には、第六条の規定で、経済企画庁長官が通知いたします。関係行政機関の長といたしましては、当然運輸大臣は入っております。これはもちろん港則法並びに港湾法の運営者という趣旨を必ずしも考えておるわけございまして、その点はただいま運輸省の方から

の御答弁の通りに、港湾関係諸法規の勵行を期待するわけであります。

○齊山正一君 この問題は、一つの点でさえこうしてぐるぐる回つておるわけなんですからして、本日はいろいろな案件がありますからして、これははつきりと連合審査を申し入れまして、あちらの運輸関係とか、あるいは建設関係の委員とか、あるいは商工関係の委員は、こういう事情は何にも知らないだらうと思いますからして、そういういた人を教育する意味合いにおきましても、連合審査をもう一度こちらから申し入れた方がいいのじやなかろうかと、こういうふうに考えておりますので、一つ委員長の方で各委員と諮詢つていただきたいと思います。

○委員長(関根久藏君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(関根久藏君) 速記をつけ次に、連合審査に關する件についてお諮りいたします。

公共水域の水質の保全に關する法律案及び工場排水等の規制に關する法律案について、商工委員会との連合審査を開会することに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(関根久藏君) 御異議がないと認めて、さよう決定いたしました。ただいまの決議に基き、委員長は商工委員会に申し入れを行います。

○委員長(関根久藏君) 次に、議題に追加して、イルカ漁業の整理転換に関する件を議題にいたします。

この件については、千田委員から発

言を求められておりますから、この際、発言を願います。

なお、ただいま政府からの出席者は、水産庁長官奥原日出男君。

○千田正君 ただいま委員長からお話を

のありました通り、イルカ漁業の転換

の問題でありますが、これは当委員会

としては、昭和二十三年以來の問題で

ありまして、先般長官から解決の具体

的方針が説明あつて、われわれも安心

して、あの通りいくなれば、国際信義

を保持しながら何とかできるものだ

と、こういうふうに考えておりました

ところ、最近に至つて非常に陳情がし

きり出てきたわけであります。それ

は長官のおっしゃったようなイルカ漁

業の転換——今までラッコ、オットセ

イを銃砲によつて捕獲しておつた諸君

が、この際、国際法に基いて、国内に

おいて良識のある態度で密猟その他を

防いでいこう、こういう方針の、水産

庁の方針に協力するという態勢であつ

たのであります。が、實際においては、

この水産庁の方針によつて救われた人

たちというのは、その対象になつてお

る人たちは、ある程度資産を持つてお

る人たち、たとえば銀行の窓口に行き

ましても、中金あるいは漁業公庫等の

資金の融通が十分に受け得られるとい

う対象の人たちが、船も買ひ上げても

らう、漁具も買ひ上げて補償される、

こういう対象になつておる。全然資力

のない、しかも從来、実際からだを張つ

てラッコ、オットセイをとつておつ

た、こういう連中は、その範囲外に置

かれてしまつた。これに對して非常に不平である、こういう陳情がたびたびなされてきたのであります。それで私としましては、從来、この問題に対し

て、政府並びに業者に対しましても、国際信義を守つていかなければならぬ。一たび一人といえども国際信義を守らないような問題が出てくるとい

うと、日本の国際的な威信が失われる

ばかりでなく、国内におけるところの

水産行政体制においても、ひびが入

る、こういう立場から、私は長官に質

問するのですが、そうした対象

ものもおつたでしよう。しかし實際、

鉄砲を持って、イルカと一緒にラッ

コ、オットセイを密猟しておつたこれ

らの者が、救われないために、再び密

猟を行うようなところに押し詰められ

ておるということをわれわれは今日

知つた以上は、これに對して、また何

らかの手を打たなかつたならば、やが

て年が明けるといふと、ラッコ、オッ

セイが回遊してくる。そうしてまた、それをどうしても生活の上から食

うに困つたら、やむを得ず密猟す

る、一ヵ月や二ヵ月監獄につながれ

たつて、われわれは食つていかなければ

ならないのだ、こういうような思想

を持ってきつあるということを知つたときに、これは何とか今のうちに手

を打たなければならない。そこで水産

庁としても、こうした対象からはずれ

たところの業者に対し何か救済の

手、あるいは転換に対しまして政府が

それが対象として取り上げた方々につ

いては、たとえば資産を持った人だけ

が船が作れていいじゃないかというふ

くれておるのでございます。従つて、

その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

いて、その融資についても金融機関にお

いて相当理解をもつて手配をいたして

いるのでございます。従つて、

その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

いて、その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

いて、その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

いて、その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

いて、その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

りましてから、かねて御説明いたしましたような方針に基きまして、県から書類を提出させ、早いもので九月中、おそれの問題はイルカの漁業を守らなければならぬ。一たび一人といえども国際信義を守らなければならぬ。たゞ、日本は國際的な威信が失われるばかりでなく、国内におけるところの

水産行政体制においても、ひびが入

る、こういう立場から、私は長官に質

問するのですが、そうした対象

ものもおつたでしよう。しかし實際、

鉄砲を持って、イルカと一緒にラッ

コ、オットセイを密猟しておつたこれ

らの者が、救われないために、再び密

猟を行うようなところに押し詰められ

ておるということをわれわれは今日

知つた以上は、これに對して、また何

らかの手を打たなかつたならば、やが

て年が明けるといふと、ラッコ、オッ

セイが回遊してくる。そうしてまた、それをどうしても生活の上から食

うに困つたら、やむを得ず密猟す

る、一ヵ月や二ヵ月監獄につながれ

たつて、われわれは食つていかなければ

ならないのだ、こういうような思想

を持ってきつあるということを知つたときに、これは何とか今のうちに手

を打たなければならない。そこで水産

庁としても、こうした対象からはずれ

たところの業者に対し何か救済の

手、あるいは転換に対しまして政府が

それが対象として取り上げた方々につ

いては、たとえば資産を持った人だけ

が船が作れていいじゃないかというふ

くれておるのでございます。従つて、

その選に上り、従つて、これに

雙つ、従つて、ほとんど大部分の方々は建

造なり改造なりをするということにつ

いて、その選に上り、従つて、これに

とはしないでござります。それから次の問題はイルカの漁業を守らなければならぬ。たゞ、日本は國際的な威信が失われるばかりでなく、国内におけるところの水産行政体制においても、ひびが入りまして、その結果として、一方において廃船するものに出します。おそれの問題は、これに對する評価を出し、一方において廃船するものにつきまして、十一月の半ばまでに、全部これに對する補助の指

令を出し、一方において廃船するものに

と関しましては、これに對する評価を

ばまでに、全部これに對する補助の指

令を出し、一方において廃船するものに

と関しましては、これに對する評価を

つく限りおきましては、ただいまのような基準の上に最大限度採用をいたしましたのございます。そういうことで、とにかくイルカ漁業の転換につきましては、若干自分たちはあいの恩典に浴しそこなつたという御不満はあるようでございます。しかし、私たちも公的に立証し得るものであれば、それは今においてもいつでもお話を十分具体的に伺うことになつておりますが、しかし、とにかくそういうことであります下着々と進んでおりますのでございますが、若干まだ選に漏れたことを不平をおつしやる方がありますことは、これは非常に残念に思うのでございますが、まあそういう次第でございます。このある態度は常にとつておりますけれども、今の方針でイルカ漁業の転換措置を取り進めて参りたいと、かように考えております。

○千田正君 長官の御苦勞は察します

けれども私はあなたとは観点は非常

に違うのであって、方法としては、三

十年、三十一年度に火薬を使つてイル

カ漁業をして、それによつてラッコ、

オットセイを密猟した者に対してとい

う一つのラインを引かれたことは、一

つの整理の方法としてはいいであります。しかしながら、このラッコ、

オットセイの密猟ということ、その密

猟そのものがどうかという問題であつて、もう日本はかつては三国同盟から

脱落しており、とることは自由であつた。ところが、終戦直後において、

マッカーサー司令部によつてやむなく

これはしかれたところの国内法であつて、これは密猟であるかどうかといふことは疑問なんですが、これは法的な

理論になりますからここで申して申せんが、やるとするならば、その当

時、日本の国内法としてラッコ、オッ

トセイの捕獲の禁止法案が出る、ある

いは出た境のところ、すでにこれは危

いからやめようといつて、むしろ政府

の施策に対し協力した連中は今度の

三十年、三十一年度の火薬云々には

入つておらない、そういう欠点もある

わけであります。私はそういう点から

いうと、もう一つ、これは国内

におけるところの例の以西底びきを転

換したとか、何を転換したというよう

な国内的な処置にだけよるような簡単

な問題でないということをはつきり認

識していただきたい。一人でもこれは

ラッコをとつたり、オットセイをとつ

たりすることが国際的な監視のもとに

発見されたならば、日本の真意という

ものは疑われる。水産庁の行政措置の

手腕というものは疑われる、そういう

重大な問題をはらんでいるところの処

置方針であるだけに、貧しくて食えな

くてかつてはラッコ、オットセイを密

猟した人間なんだ、こういう者がいる

ことははつきりしておつて、そういう

ものを救い得なかつたならば、だれが

やつたという問題が起きたときに、だ

れが責任をとるのかということを私は

言いたい。これは日本政府は当然責任

をとらなくつちやならないと同時に、だ

手に入れようによつては鉄砲を撃つて

それを買える連中はたくさんいる。ウサ

ギを撃つといつて買つてきてもそれは

体的にそれらの方々から要請があ

れば、それは十分御相談に応じたい、か

なりかということを私は伺いたい。

○政府委員(奥原日出男君) 私は、先

ほど申し上げましたように、この年度

の間におきまして銃砲によつてイルカ

漁業という名前によつてだけ転換しよ

うというのじやありません。たとえ

ようになります。

○千田正君 だから、先ほどから御苦

心のほどは考えておりますが、イルカ

漁業という名前によつてだけ転換しよ

うといふのじやありません。たとえ

ば、あなたがいらっしゃったときかど

うかわからぬけれども、水産庁がかつて以西底びきの整理において、みんな

違反者であつても、これに対しては全

くわからぬけれども、水産庁がかつて

以西底びきの整理において、みんな

違反者

処置してくれという、日本の国民の税金からやつて払うのじやなくて、向う側から、アメリカ、イギリス、カナダから来た金によつて国内の処置を、日本が信義を守つてくれといつてよござれた金だから万全を期さなければならぬ。以西底びきの処置であるとか、あるいははどうのとかいうような簡単な国内処置のような考え方じやなくして十五億という膨大な金が来るならば、その全額を払つてもそういう問題が起らないようだ。国際信義を守るような方策を立てるのが私は当然だと思う。わずか五億と限る必要はないと思う。ですから、問題が起らぬように、必ずしもイルカ漁業の転換ばかりではなく、あるいは施設において何らかにおいて、そういう連中が食つていけるような方策を立てて、再び密漁その他によつて国際信義を守らないような人間ができるよう方途を考えるのが当然だと思う。そういう方針を考えていただきたいと思います。いろいろな点があるのであります。場合によつては、その対象になる人たちがこの際大きな金をもらうといふので船を建造していく、そういうとこへ雇われる方法もあるでしよう。いろいろな方策はあるでしよう。そのためにまたある程度の金をふやして渡してもいいでしよう。いろいろな方策があるでしようけれども、十五億のうち五億というのを、転換しようとして予算に組んでいる以上は、もっと大きく組んでやってもいいから国際信義を破るような者がないような処置を考えていたただきた。これはもう時間もありませんから、特にお願いしまして、そしてあと長官の手腕に待つよりはかないので

ありますが、問題は、国内的な問題が国際的な問題にまで波及して、日本の国威を疑わせるような処置をやらないよう、十分なる方策を立てていただきたい。特に私は要望いたしまして私の質問はさようは終ります。

○委員長(関根久藏君) この際、理事の辞任についてお諮りいたします。

藤野君、河野君から、都合により理事を辞任したい旨の申し出がありましたが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(関根久藏君) 御異議はないと認めます。さよう決定いたしました。

つきましては、直ちにその補欠互選を行ひたと存じます。

この互選の方法は、成規の手續を省略して、便宜、その指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(闘根右蔵君) 御異議はないと認めます。それでは私より秋山君、北君を理事に指名いたします。
ここでしばらく休憩して午後一時半から再開いたします。

午後零時二十八分休憩

○委員長(関根久蔵君) これより委員会を再開いたします。

○清瀬俊英君　國税厅の課長さんにお伺いしたいことは、ダム建設あるいは干拓等による農地、それから最近東京湾その他におきまして海面敷の埋め立て等が盛んに行われまして、従いまし

ば、最後には土地収用法に頼する法律によって取り上げられる、こういうような場合がしばしばあるのでありますて、これはひとりこればかりではなく、公共道路その他の場合にもそういうことが考えられる。この際に私どもお伺いしておきたいことは、当人としましては、工場等ができる際に話し合いをつけて、一応土地を離す、こういう場合と全然性格が違っている。絶対話し合いに応じたくない、この土地、この海区からは離れたくない、こういう考え方でありますから、それが一つの非常な公共的な事業にからまつて、最後には土地収用法等による強制権も発動せられ、あるいは港湾の法によつてそれらが強行せられるという運命にあるものが、最後までがんばらないで、ある時期を見てこれと話し合いをして、泣く泣く土地を離しておられる、そういう場合にいるいろいろな基準を設けまして、そしてそこに補償という建前で一応代金が支払われる、こうなりました場合に、今までの国税庁の考え方でありますと、これにはやはり所得対象として税金がかかる。大体これらに対しましては、相当高額な支払額の所得税が支払われるということになりますと、場合によりますと、半額くらいのものが税額として差し引かれる、その結果としまして、予期せざる打撃を当事者が受けるわけなんありますが、この点について私どもとしては、公共事業で、最後には何らかの法律によって強制的に取り上げられる運命のものが、これが妥協して一つの解決を見つけた、転業の資金として受け取りました補償に対しては、私は免稅すべきが當

○説明員(金子一平君) ただいま清澤委員からのお尋ねの件であります。然る措置ではないか、こういうふうに考えておりますが、その点はどうなりますか、一つお伺いしておきたいと思
います。

電源開発でタムができるので、一定の地域が水没するということで、かりに土地を収用いたしますような場合におきましては、租税特別措置法という法律がございまして、収用の対象になる土地の譲渡所得には課税しないで、再評価税の、六%の再評価税だけ課税する、こういうような規定ができております。従いまして、土地の対価自体の取得税の課税の問題は起りませんが、再評価税は実際問題として起る。大体その土地の対価であるか、そうでないものがあるかの点につきまして、やは

りいろいろ問題がございます。もう少し詳しく申し上げますと、かりに家屋を移転する、あるいは墓所を移転するというような場合に、移転料式のものが出るわけですが、これはやはり移転の実費弁償でありますから、課税の対象になりますまい。また何百年住みなれた土地を離れなければいかぬということの精神的損害に対する賠償金として支払われるのも補償金の中にございましょう。そういう精神的

損害に対する賠償金の中に入つておる
という場合に、これは所得税としては
課税の対象にいたしませんが、大体土
地の対価といいまして、本来の土地

の対価以外にはやはり相当最近は大きく見積られまして支払われる部分があります。そういういた部分はやはり課税の対象として取り上げざるを得ない。その場合に、それは一体何所得なのか

て、それからどの部分までが一体精神的損害に対する部分なのか、それをどうの程度からは一体課税の対象にしてもいい部分なのかというような点につきまして、相当やはり個々のケースによつて事情が違います。税務署は個々のケースを見て、これは課税の対象としてははずさざるを得ない、これは雑所得的なものである、あるいは事業所得として課税せざるを得ないというような、非常に個々の具体的ケース、特にその場合の契約の内容ですとか、当時のものとの考え方ですか、そういう点を一々お伺いいたしまして、実情に即するような、無理のない課税をいたしておるわけであります。

沿岸漁業を営んでいる、そういうものが、全部失われる、同時にノリの繫棚、ノリ場の施設、貝を養殖しておりますが、全部を取り上げるわけにいきませんから、残留分、そいつたような一切のものを全部含んだものが取り上げられる、これは取り上げられるのです。結局、そながんばってみていても、最後には何らかの形で鉄道の敷設が審議会できまり、横浜市も港湾を施設するといでの、市が持ちます権限によって、港湾を最後には決行せられるという危険性がある。ここで話し合おうじゃないか、結局、収用法に従うという形になり、これは全然前の工場で取り上げられるというのとは違うのです。あるいはダムの建設等によりまして、最後にそういうことになるのだ。従つて、ここで何とかして話し合いしようじやないかというのと違うと思うのであります。従いまして、そういう場合に出て参りますのは、非常な用意も何もない、心がまえもないのです。だから、従つて、慰謝料といえば慰謝料でありますけれども、実際は漁業に対する準備期間で二、三年ぐらいは遊んでしまう。われわれ、今までそうした場合、補償をもらいまして、一千万円か二千万円もらつたというのが、岡山県の何とかダムというのですか、その地方に行きますと、ほとんど七割がどこへ使つてあるかわからないというのです。大体もらいましたのは二千万円並びに農民としましては、金は要らないのだ、土地は放したくないのだ、こ

こにいたりのた、それをどうしても出ていかなければならぬ、そういうものに対しても、私は当然特別措置法とあるものがある限りにおいては、それを強化して無税にしていただくことが私に至るなんじやないか、こういうことを考へるのであります。そういう方の立場が違うと思うのです。そのじめはどうつけられていただけで、由意による妥協ができる、そこででき上ったのとは違うと思うのです。実際に立場が違うと思うのです。そのじめはこうつけられていただけで、どういうことをお伺いしたのか、こういうことをお伺いしたい。

して、その国家の意思通りに従わざるを得ないような結果になつた。そういうふうな關係のものまでも全部それらつた補償金に対する租税の対象にするのは少しむごいのじやないかというのが清澤さんの意見なんです。その点を一つ御説明願いたいと、こういうわけなんです。

○説明員(金子一平君)　ただいまお話を横浜の問題は、おそらく港湾法の規定等によって行われるものだらうと思うのであります。が、具体的な内容を私はまだこまかく国税局から聞いてないのでございますが、お話をの点で、土地等をかりに買収されるというような場合におきましては、当然これは措置法の規定の適用がございまして、譲渡所得の課税の問題は起らない、再評価税だけでいいということになるうかと思ひます。再評価税は六分で非常に安いのであります。たゞこの沿岸の漁業の部分でございますね、かりにまあ船とか船具とか、その分の補償を幾らにしようというような分は、やはり譲渡所得、これは取用される部分じゃございませんので、やはり譲渡所得の課税の対象といふことになります。個人じゃないと思ひます。それから何年分かのまあ補償金を漁業の補償としてもらうといふような部分につきして、やはりその漁区をまあ永久に失うということになります。それで、個人の持つている分は、結局、反射的な権利ということになりますよ。が、そこにはもう少し具体的な事実を笑き詰めてみぬと確定的には申し上げ

合がもらって、個人がそれを分けると
かされるのでありますから、まあ大体の
いう格好になるのか、あるいはどうな
るのでありますよ。もう少し私を
突き詰めてこれ調べてみたいと思いま
すが、すつきりと考えたところでは、
その中の相当部分が損害賠償的なもの
がって、それ以外は課税の対象にな
る。そこで、その損害賠償的なものの
算定をどういうふうに見たらいいの
か、横浜市なら横浜市の方で一体それ
をどういうふうに御計算になつてある
か、また組合の方ではどんなふうにそ
れをお考えになつてあるか、そこら辺
の計算も伺つてみて、まあこの分は課
税の外にする、この分だけは所得税の
課税の対象にするというようなことで
いくんじやないかというふうに考えて
います。

同じしている範囲は。
○説明員(金子一平君) 今の船具、漁具に対する補償でございますが、これ下さい上げないで本人が、理屈を申しましたならば、ほかへ転売すれば、やはりそれは譲渡所得になるんじやないか、こういうような考え方から、従来土地収用の対象にならない物件はこれは譲渡所得になつて、譲渡所得の対象は十五万引いて半額課税でございますから、非常に安くなるわけでございましょう。課税の額としては大したことがないのが普通でございますが、建前はそういうことでありますということをちょっと申し上げておきます。
○渡邉俊英君 そうしますと、その占まかく聞きますと、これは今、買い上げの場合には普通の価格として、それで幾らかの補償的な意味合いをつけられて買ってくれる。で、これは要らぬものになって、百隻なら百隻、五十隻なら五十隻の船を總くるめで、バッタに売る、こうしますと、そのバッタの値段が、かりに前の場合が百としますと、バッタに売った場合には二十になら、こういう差が出る。そうしてその八十に対象としてかけるといふのですか、その二十のバッタの価格が課税対象になるんですか、対象はどこのところが対象になるのか。
○説明員(金子一平君) ちょっと何でござりますが、今の個々の船具等は、これは個人別に大体あなたのこところは、甲の人は幾ら、乙の人は幾ら、というわけじゃないんでございましょうか、そのきめ方の問題でございまますが。

と協定してある、何隻々々あるから平均幾らと、こうなつておるんです。それはもうだめですから、どこかへバッタで売るよりしようがない。バッタで売るということになりましたら損だ、ほとんど満足に売れないとと思う。されども、協定の限りでは、一応の常識価格では買い上げてもらつていると思う。その場合かけられる税対象といふことは、パンツの直営と言つたら

よつて失うべき土地に対する対価」として支払うべきものに対して、それが課税の対象になるということを考えますときには、これは税の本質論に入らなければならぬと思うが、これは非常に問題があると思いますが、こういう場合には臨時収入というような見解に立たれておられるのですか、その点一つお伺いしたい。

うなつた場合に、これはもう自分の意思において滅船するのじなしに、國家と国家との話し合いで滅船しなければならぬというふうな格好になるわけなんですよ。そういう面もただ法律といふような名のもとに、非常に冷感的な、何というか冷やかな気持でやるといふことになれば、これはやられたお方が非常にお氣の毒だ。おそらく韓國の方からまたさういふ問題で、少しひどいことをおこなつておられるのではあるまい。

○清澤儀英君　そこがどうもおかしいと
と思うんですね。この程度はこれほ
どもしくは何か慰めるという建前を略
いたものがかかるというの、私はど
うもおかしいと思うんですがね。そ
の程度見て、あとは課税というよ
うなのが建前じゃないかというふうに考
えております。

ついで、農地局の方が見えておりませんか——ダム等の建設によって一地区が全部水没する場合がある。そういう場合についての補償に対する税金などは今までどうなっているかおわかりの方ありますか。半分くらい取られてしまったというようなことで問題を抱えているところございませんですか。

うものは、ハンタの価格を言われるのか、この差額のものにかかるのか、どういうことを言われるのか。価格は余分に取れるんじゃないか、バッタに売ればこれだけのものだ、協定によつてかりに八十なるものがよけい取れるんだからこれにかけるとか、バッタに売るところだけに売れるんだから、これだけのものを取るんだ、二十で勘定せられるべきだ。かねる方が進

○説明員(金子一平君)　この土地がなまら土地の収用というような場合におきましては、当然これは落しますけれども、あるいは船が、現実にどういううらうな船なら船、家屋なら家屋がどういうふうな格好の収用の仕方になりますかによって、個々の場合によつて車庫などと別に譲渡所得を見なければならぬ場合も出てくると思うのですがあつたが違うと思いますが、場合によりますと別に譲渡所得を見なければなりません

のあの李海政ラインの問題にからんで、漁業協定がなかなかむずかしい、その場合において、これは国と国との関係からして、以西底引きも、あるいはまき網も、あるいは運搬船も、いやおうなしにこれは減船しなければならぬ。これは国家の交渉が悪いためにそういうふうな結果になるのであるといふときには、減船された漁業者は非常な犠牲を払わなければならぬ、その場合

ういう、かりにこれは不確定な一の転業資金としての基礎計算としてはある数字が出てくると思うのですよ。しかし、転業してほかに行く場合、これまでまかなえるかまかなえないか、これは転業の資金であつて、まだほんとうの自分の所得だといふわけにはないものじゃないかと思う。それに金をかけるのこゝもおかしい形では壳つた形が残っているのだから形金をかけるのこゝもおかしい形では壳つた形が残っているのだから形

聞きますが、今、公共事業等によりまして土地の収用、あるいは海面積の埋め立て等により土地が取り上げられるという場合における課税の問題、何か聞きますと四割五分くらい取られるという話でちょっと面白かった問題が出ましたので、大蔵省の関係の方で、今、直税部長さんから御意見を伺つてゐるのでですが、ダム等の建設によりま

うとだいぶ違つて参ります、あなたの
おっしゃるあれからしまして。
○青山正一君 清澤さん、バッタとい
うのは何ですか。

契約の内容その他もう少しチェックしてみないと確定的なことは申し上げかねると思いますので、場合によりますと、入れる場合もございましょうし、ある場合はなればならぬ場合もある

においてどうなんです。大蔵省の考え方方とすれば、そういうふうな非常な冷やかな気持でやはり解決していくよりほかに道がないとおっしゃられるのですか。そうなると政府はやはり税の問題ですか。

じゃないか。と申しますことは、人間をよほどはつきりさせでおきません」と、将来のそういう場合の解決と、ものに対しては非常に困難性があると思う。何か基準を置いて、収容がシヨウ

して補償料を払つたその場合において、税金はどう今までなつてゐるので
すか。

るということだ、投げ売りです。

あらうかと思ひます。結局それは収容の対象がないのだといふ点をもう少しえックする点が必要であらうかと申います。

につきましては、相当これは何か直さなければいけないというようなところまでいかなければいけないと、こういうふうに私どもは考えるわけですが、その点につけても一つ御意見を垂り

とか、あるいはこうとかというよ
うなことを中心にして基準を置いて、合理的な一つの線が出てくると思う。そ
ういうものを作ってきて、それにばんく
脱傾が四割近くもかかった、五割近く

が、われわれ税の問題につきましては、一つは、電源開発で水没する場合の閣議了解がございます。それによりまして土地等の価格につきましては、当寺は富谷免と言つておりますが、

万なら二十万で売り渡しますね、その金額が基準になつてくる。それで結局、原価がございましょうから、その分について原価を引きますから。そしてその原価とその市なら市へ売り渡

題点が多いと思うのであります、例の横浜の問題を具体的な例として申上げたわけでございますが、最近日本での国情から考えて、たとえばノグエト(日本二三の魚業の問題)について

○説明員（金子一平君）　ただいまの北洋漁業の関係で、まあ権利を放棄した方々に対する課税等の問題、御意見全くございません。

もかかったということになりまして、そ
ら、これは全く根本からくずしてしま
う。そうすれば、その分をしからばさ
とでどうするかという話が出てくる。
話はよこしませんから、二

現在は相続税で土地を評価している。補償はたくさんもらつても、土地の価格は相続税でみると、比較的低い価格でそれを対象にして課税をする。それから乍ら離れ合に該当するものにつきま

した値段との差額の中から十五万円引きいた半分、こういうことになります。非常に低くなるわけです。

○大河原一次君 ちょっと今の問題に問題あるんですけど、土地又用こ

んで北洋へ相当の母船なり独航船が行く、その場合において、ソビエトとの折衝の過程において、どうしてもその母船を減船しなければいかぬ、あるいは由航台を或合しますれば、母船を減船しなければいかぬ、あるいは

ます。まあ現行法の課税の建前といった
しますと、法人の場合、これはフルに
課税できるものだ。結局、問題は個人
の場合だろうと思ひます。現行法のま
る員告白費を負担するものは何者ぞ? 中

うことになりましたら、将来こうして問題は片づけ切れない重要な問題が出てくると思いますので、これは税務署としても理論的に一つお考えいただけて、何らかの特別処置をうなぎく貢献して顶けることを希望します。

ましては、これは損失補償的なものだ。ということで非課税の扱いでござります。それから土地の価格の中に精神的な損失とか、そういったものが入つておれば、そもそも非課税というふ

うな形で課税が閣議了解に基いて行われるというふうに私どもは聞いております。

○説明員(金子一平君) 清澤先生の先

ほどのお話に関連してちょっと申し上げておきたいと思いますが、今の所得

全部これは所得なんだ、それではす

のは損害賠償とか、あるいは精神的慰

謝料とか、その部分だけ落しますよう

な書き方をしているのです。それで今

お話のような補償金の中で、農地局長

からもお話をございましたような離作

料なら離作料、結局損害賠償的のも

の、そういうものは一応落しますが、

あとは一応全額所得税の課税の対象に

見るということはやむを得ぬと思うの

です。その損害賠償的のもの、精神的

慰謝料部分をどう見るかというやつ

が、やはり個々の場合に一番問題なん

です。これは税務当局といたしまして

も非常に慎重にやつております。

それから補償金をうんとたくさんも

らって、土地の対価をこえてぐつとも

はり立法論としては、半額課税くらい

にしたらいんじやないかという議論

もあるわけです。そういった点はずつ

と主税局で検討を今重ねております。

抜いにつきましては、一つ今後研究を

させていただくことにいたしますが、

現在のところは、今申しましたような

ことでございます。

○清澤俊英君 今お伺いしたいと思つ

てるのは、屏風カ浦の問題で具体的のことをお伺いしたいと思つますが、

離作料等に類する非課税のものをどの程

いと思います。
あんたの方の御調査もついていないし、私も資料を忘れてきましたので、これは具体的の問題で一つ御相談した

いと思います。
それで最後の問題で私の意見を申し上げておきたいと思うことは、これは

実例であります、一区画を、電源開発のために十町歩ばかり土地を放さなければならぬ。そこで、われわれは中

へ入つてどういうことをやつたかといいますと、その離れる農民個々の姿を

ます中心に考えると、全部放してしま

う場合、それからそのうちの三分の一

くらい放す場合、一部分を放す場合、

これは全部そういうものを区別しまし

て、そうして一部分、かりに一町歩の

うち一反放す場合は、かりに三

十万円なら三十万円、それが一町歩の

うち五反放すという場合は、五十万円

なら五十万円、全部放す場合において

は八十万円なら八十万円、こういうふ

うな建前をとつて、実際解決しておる

のであります。非常にめんどうなそれ

までことをやって解決して、そうし

て開発に協力しておるのであります

が、その場合、三十万もったるものと

八十万もったもののじやだいぶさや

がある。これはたくさんどうも精神的

慰謝料以外のものを取つておるのじや

ないか、こういうふうな解釈ができる上

度にきめているかということですが、これは地方々々によつて、あるいは個人の主觀的事情によりましてやはり相当に違うと思うのであります。これは漁業者につきまして四年分という見方もいたしております。

年分という見方もする場合もございります。大体年間所得の何年分とい

ます。大体第一線で見ていく限り

ところが通常第一線で見ていく限り

じやないかというふうに考えておりま

す。

○清澤俊英君 そこなんです。ただそ

れだけじゃ問題にならない。取り上げられたあとの経営が主体なんです。

従つて、価格を違わしているのだかりに一町歩あつたものが三反百姓になれ

ば、あとの七反分を補つて他のものに

転業しなければならない。それが五反

の場合はまたやはりそれもしなければ

ならない。こういう問題が出るから、

そこでは八十万円のものができたり、

五十万円のものができたり、三十万円

のものができたり、その三十万円はそ

の付近一帯の大体売買価格といふよう

なものを中心にして話がつけられる。

それが一反ならよろしいが五反になり

ますと、それだけのものでは通常のも

のではない、特殊の立場に立つのであ

るから、一つ、それには転業資金もな

ければならない。従つて、耕作機械と

うものの補償料というものを加えてやるとき、三ヵ年分なら三ヵ年分で八十萬円で、これだけのさやがあるから

地を金のかわりにほしい、将来埋め立てた後において土地を賠償としてく

れ、こういう要請があつた場合、これ

を出そらという空氣のようであります。

そうした場合、土地の取得に対し

て税金を課すのかどうか、問題が出て

くると思う。さらに資産のある漁業家

であれば、総合所得に対する所得の課

税といふ問題が出てくると思う。そ

うもの引つくるめてかかつてくる

です。

○説明員(金子一平君) 多少言葉が足

りなかつたかもしませんが、原則は

五年分なり、六年分なりというようなこ

とで、そのほかに先ほども申し上げた

のであります。まあ個々の人の主觀

的な事情がござりますので、多数の場

合におきましては、そういう個々の

事情も若干しんしゃくして見ていると

私は思つております。かえつて一律に

見た方がいいと言われる場合もござい

ます。ですが、地方々々において、これはや

り個々の事情によつて差をつけて見

ています。この段階でどういうふうに考えているわけですか。

○説明員(金子一平君) 最初の法人が

もらつた場合は、全額課税といふこと

になるのであります。一体そういう

場合に、法人がもらつたものと見る

のか、個人が直接分けてもらつたもの

と見るのか、そちら辺のやはり考え方

だと思います。この段階でどういうふう

に思つております。この段階でどういうふう

○説明員(金子一平君) 今精神的慰謝料等に類する非課税のものをどの程

とになるわけですか。その場合、法人に

対して税金をかけるのか、個人々々に埋め立てた土地を配分してもらひたいという要求に対し

います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関根久藏君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(関根久藏君) 次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(関根久藏君) 全会一致でござります。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(関根久藏君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時四十六分散会

十二月十八日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月十日)

一、昭和三十三年七月、八月及び九月の豪雨及び暴風雨による被害農家に対する米穀の売渡しの特例に関する法律案

一、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案の一部を改正する法律案

昭和三十三年十一月二十四日印刷

昭和三十三年十一月二十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局